

土木森林環境委員会 県内調査活動状況

1 日 時 令和6年1月22日(月)

2 出席委員(9名)

委員長 長澤 健

副委員長 飯島 力男

委員 望月 勝 水岸富美男 渡辺 大喜 土橋 亨

白壁 賢一 佐野 弘仁 福井 太一

3 欠席委員 なし

4 地元議員 浅川 力三

5 調査先及び調査内容

(1)【山梨県環境整備センター】

○調査内容(主な質疑)

(山梨県環境整備センターにおける説明・質疑)

問) グラフを見ると毎年1月と8月に水質検査が行われているが、直近1月の検査結果はいつ出るのか。

答) モニタリングについては、さらに詳細な水質検査を業者に委託しているので、2月末ぐらいに検査結果が出る予定である。

問) 非常に関心が高いので、結果が出てきたら速やかに公表をお願いしたい。そして、2月16日に地元住民への説明会があるとのことだが、具体的な場所や時刻は決まっているのか。また、対象者と周知方法は。

答) 2月16日金曜日、午後7時から8時まで。場所は、明野総合会館の多目的ホールを予定している。周知方法は、これから地元の地区の代表者へ県からの通知を配り、そこから各区の住民に送っていただき周知をする。対象は、明野の環境整備センターに関わる地区の住民に対して配付している。

問) 2月16日に説明会をするのであれば、2月末の検査結果が出てからやるとか、結果を早めに出すなどの方法は取れなかったのか。

答) モニタリングの結果については、水質検査をしっかりとやってもらうため日数がかかる。1月のものは2月末、大体1か月ぐらいかかる。日程については、県で調整している。

問) 最初の説明の中に、導線の結節点で2つの異常検知が出たということだが、実際は漏れていないという話があった。建設前から、シートが何重にも敷いてあるから漏れないという説明は受けていた。2つの異常検知が漏れたものではないとなると、産業廃棄物から出てきたものではないことを実証できないのか。

例えば、そこから漏れているのであれば、それが原因だということだが、漏れていない

ということは全く関係ないところから出ているということで、事業団の責任ではないのか。どう考えればいいのか。

答) 漏水検知システムはゴムの遮水シートの上と下に導線を通して、通常はゴムシートがあるから通電しない。ただ、穴が開いて水が流れると、通電する経路ができ、格子状に導線が張り巡らされているところから通電した場所が分かるため、通常の最終処分場であれば、そこを掘り返して穴を塞いで続けて使うのが一般的な使い方である。

ところが、明野の環境整備センターの通電パターンを専門家が検証すると、電気の流れた量や流れ方を見ると、水を介してではなく、導線の上下に丸いものが当たり、直接導線同士が触れたことで通電したのではないかと、したがって密着している状態で、水自体はそこに流れていなかったのではないかと、当時の専門家の検証では言われていた。加えて、環境整備センターの場外に汚染された水が流れ出た場合については、周辺の地下水などに異常物質が検出されることも想定されるが、そうしたこともなかった。当時、総合的に見ると恐らく場外への漏水はなかったのだろうという結論が出されているが、地元の人からすれば、無の証明は非常に難しい。絶対に水漏れがなかったということは、それだけでは分からないというのが、主に反対される方からの意見であった。流れ出ていないことを証明するのは非常に難しい。加えて、なぜ漏水検知システムがあるかということ、穴の開いた場所を塞ぎながら続けて使っていくためのシステムであり、通電するたびに、掘り返してシートを確認して、また埋め戻す。

明野の処分場の場合は、掘り返して原因究明をする間は一切搬入をしてはならない。新たな搬入をしてはならないことを地元から要望されていたため、構造的な問題、遮水シートと漏水検知システムの構造的な問題で、仮に2か所通電が起きたということであれば、将来的にあちらこちらで同じようなことが起こるかもしれない。そのたびに搬入を停止することは、最終処分場としての信頼性が確保できないという中で閉鎖するに至った。

繰り返しになるが、当時の専門家による検証では、水が流れ出ていないことは結論づけられたが、地元を説得する中で信じてもらえなかったという状況である。

問) 遮水シートに穴が開いてそこから漏れたわけではないと言っても、聞き入れてもらえるものでもないと思うし、負荷がかかって導線に伝わって検知したと正当性を持って言っても絶対に聞き入れてもらえるものではない状況だった。

異常検知した2種類は、この場所以外でも出るものなのか。産業廃棄物から出てくるものなのか。そうでないとしたら、全く関係ない場所にも出てくるという正当性を訴える。毎年捨てることもできず、年間の管理費だけでもすごいお金がかかっている。そのうち浄化槽の隣りにある機械も壊れて取り替えるなど、永久的に県が金を出すことを考えると、地元をしっかり理解してもらうことはできないのか。

答) 地元の了解を受けた公害防止協定を、北杜市と事業団で締結しており、浸出水の値については、公害防止協定で定める、0.1ミリグラムパーリットルを2年間継続して下回らなければ引き続き施設を維持管理していくことを事前に約束したため、県としてそれを守っていく必要がある。

問) 処分場を始める前に、地質検査をしたのか。始める前はどのような状態だったのか。以前に1以下の0.3とか0.98、0.9と低いときがあったが、1年、2年、3年経つとまた出ている。そのときの雨量などの関係で出るものなのか。

どうせやるのであれば、違うところも検査することも必要ではないか。2月末に出る。出たとしてもこれでいいですよではなく、最低でも5年以上は経過しないとこの問題は解決しない。そういうこともあるから、納得いくような説明が必要だと思うが、どうか。

答) 埋立地に産業廃棄物を埋め立て、そこに上から雨が降ってきて、産業廃棄物を通して出てきた水が浸出水であるが、そこに溶解性マンガンとホウ素が含まれているということで、ここの埋立地から出てくるものについて検査をしている。資料の6ページのピンクの部分が埋立地で、そこから出てくる水が浸出水といわれるものだが、それ以外にもセンターの周りの地下水や、放流した河川の調査も行っているが、当然そこには浸出水で出ている項目にあるような値は出ていない。周辺に影響は出ていないことは間違いないことを確認している。

あくまでも、処分場の埋立地から出てくる浸出水は、その2項目について基準をクリアしていないが、いずれその2項目についても、水処理施設で浄化して河川に放流しているので、当然基準値以下で放流している。

問) しみ出ているものに異常値が出ているだけであって、そこから下へしみている可能性があるから問題があるということだ。だから、要は地元がこの基準をどうやって納得してもらえるかということだ。

問) これが出ている限り永久的にお金をかけていかなければならない。

答) 公害防止協定で定めている基準値をクリアできない限り、引き続きこの施設を管理していく必要がある。それは公害防止協定で定められており、地元の了解でやっているため、県からこれを見直して欲しいとか、働きかけるとことは難しい。

問) 地元の人たちが何を心配しているかということ、それによって環境汚染が出てくる可能性があるということだから、モニタリングで絶対に大丈夫だという調査は難しいが、しみ出ているものに影響があるかないかということを心配している。資料のピンクの埋立地のところから外側へ出ていません。と言っても、それが確かなのか。それを立証するためにどういった調査をしているのか。地下水に影響がないことを科学的に立証できれば、周りに影響なく下で処理していることを科学的エビデンスでしっかり出せば納得してくれると思う。それをしなければいけない。

でも、これは難しい。影響がどこまで出ているのかしっかりと調査ができて、それが立証できれば納得してくれると思うし、お願いできる。そうでなければ、お願いできない。ピンクの埋立地の周りだけはオーケーです。だけど、実際に2項目の異常検知が出ている。公害防止協定で基準値以下だから、絶対大丈夫だから納得してくださいというのは、多分納得しない。

答) 公害防止協定自体は、放流する水が、この協定の基準値以下でなければならないという約束である。今のところ、放流する水については当然、処理をしているので、基準値を下回っている。適切に浄化した上で放流するという、1つ目の約束については果たされているという状況である。

2つ目の約束は、今はまだその基準値を超えているので、処理をしないと放流できないが、しみ出てくる水がきれいになればそのまま処理をしないで放流していい。それが環境整備センターとして2年間続けば廃止できるというのが2つ目の約束である。

したがって、外に漏れているかどうかという問題はさて置き、しみ出してくる水を処理しなければならぬ。水質が改善しない限りは、処理をやめられない現状であるため、我々とすれば一定程度水の汚れが収まって約束した基準になるまでは処理をしなければならぬ。先ほどの2つ目の約束を履行している状況であるため、例えば公害防止協定の締結の相手方の北杜市役所で基準の見直しをしましょうとでも言っていたかからない限り、先ほど環境整備課長が申し上げたとおり、山梨県からお願いして締結した協定を見直してくださいというのは、なかなか言い出しにくい状況である。

問) 当時のことを思い出すと、二重三重の遮水シート、日本でも有数の絶対漏れるわけがないというもの。漏れているか、漏れていないかというのは、電気を流して、それが触ると漏れている可能性がある。それは、何でそうなるかというシートが破れている可能性がある。ということは、我々が考えると、1周目と2周目のところで、一番下のところだって分からないわけだ。だから、その穴を開けたのは業者ではないかという裁判をした。結果的には業者が穴を開けていませんと。技術的問題で接線したから電気が流れたということ根拠にしていくと、水は漏れていないということになるんだけど、分からないのでは。どうして、そのときにごみを一回どこかへ持って行って、下から全部さらって新しいものにしなかったか。当時は、こんなことをしていたら大変なことになるから、最終処分場をここで止めて、これ以上埋め立てないで使わないようにしよう。その代わりお金がいっぱいかかるよということで終わっている。分からないというのは、例えば何かの関係で穴が開いていてそこから漏れていたとすると、漏れていないということだが、そういうところをみんな心配しているのではないか。原発の処理水は、そこで処理していったら、処理できないものがあるから問題だけど、全部処理できるとしたら、同じように開放、放水していい。そこに何もなかったら、そこで処理していたら地元の人だって納得する。そうでもないか。

答) 原発の処理水は、処理をしても、なお基準を超えているものがあるから流せないが、明野の処分場は処理をすれば基準をクリアするので放流をしている状況である。

問) 処理できているから。

答) 外に漏れているか、漏れていないかということ、先ほど申し上げたとおりこれは悪魔の証明で非常に難しいが、少なくとも周辺環境に影響を与えるような状況でないことは、周辺地下水、井戸などのモニタリングで証明ができています。

ただ、一滴も漏れていないかどうかについて証明することはかなり難しい。一方で、上部遮水シートには、直交によって通電したということであるが、その下に下部遮水シート、さらには遮水工、ベントナイトの遮水構造があり、そこで担保されるため基本的には外に漏れないという想定である。けれども、その証明ができない。下に穴が開いていないと言えないことが批判の根底にあるため、境川の一般廃棄物最終処分場については、下部シートについても漏水検知システムを仕込み、上部と同様に下部シートを突き破って、さらに外側へ漏れているかいないかをモニタリングしている。

残念ながら、明野については当初、そうしたシステムを導入していないため、下部からさらに外に漏れているかどうかについては、証明ができない状況である。一切合切を搬出する、全量撤去することも当時検討したが、その中で、10年間管理をすれば基準値を下回る。そうした場合は全量撤去するよりも、10年間管理したほうがより安く済むという見込みの中で、10年間管理をしてきたところであるが、その見込みが達成できなくなったのが、昨年3月の状況である。

問) その2項目については自然由来の可能性があるのかということを行っているが、自然由来のものではない。

答) 事前に調査も行っているが、今回その2項目については埋め立てた産業廃棄物由来のものから出ている。

問) いずれにしても、心配しているところはさっき言ったとおり、ここで使っている水や、井戸、生活するための農作物の関係、それを化学的根拠に基づいたところが一番の防波堤

になる。今やっている調査で証明を出すしかない。

その中で、10年で徐々にこうやって減ってきている。今年は、何回か減ってくれば、これから徐々に期間は長くなったが減ってきているということが言えれば、周りのところの調査をして、例えば化学的根拠に基づいたエビデンスが出せる。

あとは、しみ出た処理水が、少しずつ下がっているところがあれば、今度、市役所でもそうした方向性を出してくる可能性もある。こうして説明してもらわなければ、ずっと平行線だ。そうすると、それだけお金がかかって、当初、四、五十億円の、四十何億円の赤字を想定して、キログラム当たり幾らで処理がどんどん進んでいくのに、あそこを埋めるためのものがなくなっている。10年が少し長くなったけど減ってきていることが出せる。例えば、平均値、中央値が出てきた。平均値は違うが、出ていったときにこれが今度は基準値になる。公害防止協定値であっても周りが安全なんだということができてくると、少しずつ外堀が埋まってくる。難しいことだが、仕方がない。お金がかかるものはかかる。県が補償している。地元の人からするとそういうのが本当に心配だと思う。地元に住んでなくても心配だ。そういうことをちゃんとやっていくということだ。

答) 地元が心配していることに対しては、施設を維持管理していくことと、浸出水、その周辺地域の地下水のモニタリングをやっているところであり、それが事業団からも説明があったとおり、毎年やっていることで、その結果についても安全管理委員会でも地域の方に説明をしている。

問) これからの問題で、環境整備事業団の残高がゼロになる。ここで、財源的に県が手を引くというのは違うと思う。年間どのくらい維持費がかかるのか。

答) 今後、続けると年間約1億円程度。

問) 今後、一、二年で手を引かれては困る。基準値を満たすまでは県が責任を持ってやらしてもらわなければ困る。市に丸投げするようなことはあってならない。市だけの産業廃棄物を入れてこうなったわけではない。地域住民も高い関心を持っているので、しっかり説明できるようにしないと、この負担を県や事業団が逃れて市に委託するようなことになる。大変なことになる。私としてはこれからも県が事業団に責任を持って、最後の基準を達成するまではやっていただきたい。地元民としての発言だ。

答) 県は手を引くわけではない。例えば水処理にかかる委託や、事業団の運営による経費については引き続き経営支援補助金として全額負担をしていく。一方で、今まで県職員が派遣という立場で事業団職員として仕事をしていたのは、派遣法という法律で派遣している職員の給与の一部については、必ず事業団が原資を負担しなければならない決まりとなっている。

例えば基本給については、県職員が身分を持っているので、県が負担をする。それ以外に、例えば時間外勤務などの手当については、事業団が自ら稼いだ資金を充てなければならないという決まりがある。

一方で、明野処分場については、搬入をやめているので、最終処分場としての収入が一切ない状況である。収入がない状況において、県職員のプラスアルファの例えば時間外勤務手当を支給する場合に、従来運営をしていたときに積み立てていた積立金から、時間外手当の分を払っている。10年という見込みで運営してきて、今後10年を超えることになると、事業団が払わなければならない原資が……。

問) この事業団はどこがつくったのか。県がつくったのか、そんな無駄な話は聞きたくない。

答) 県はできる限りの財政支援をする。

問) 当たり前だ。

答) 職員給与費の問題があり、県職員の派遣が今後できなくなることは法律上、県の努力ではどうしようもないところである。県がお金を出せば済むという問題ではないので、それ以外の運営費については、引き続き県が全額負担し、県職員が派遣できない部分については、事業団がプロパーの職員を雇うことで対応していくことになろうかと思う。

ただ、昨年来、地元の説明をしているのは、今後、県職員が常に事業団職員として勤務することができなくなる。そこで今後の事業団の運営について、地元の理解や意見を賜りたいということで説明会を開いている。あくまで県は必要な経費は全て負担していく。ただ、県がどうしても法律上出せない経費があるので、人件費の部分については県職員の派遣を取りやめて、今後はプロパーの職員を雇い手当をしていかなければならない状況である。決して県が財政的負担を行わないとか、事業団が事業を停止するというわけではないので、その点については了解いただきたい。

問) よく分からないが、部長が言っているのは別に今から県職員の身分じゃなくて、ここでプロパーを雇って、県は指定管理で管理を任せるから、そこから勝手に従業員雇ってやってくればいいよと。基準値は問題なく、見直しもいらないとやっている。そんなこと関係ない。今からずっと、未来永劫50年も100年も公害防止協定の基準が下がらなければ、そのまま指定管理でずっと金を集めて、事業がないのだから。駐車場を貸駐車場にして、年間1万円でも3万円でももらってれば、その程度のものしかない。だけど、それをやっていけば地元との協議なんかいらんということを言ってるわけだ。

答) 地元との協議がどういうことを意味しているか、分かりかねる。

問) それを聞いているんだよ。要は、公害防止協定の基準値は、地元を納得させるとかそんなことは関係ないと。ずっと未来永劫、事業団が管理していけばそれでいいと。これから上がってきても構わないということをお願いしたいわけだ。

我々は心配しているから、そうではなくて地元の人たちに、全国の基準値がここなのに、公害防止協定はその10分の1という厳しいものやっていたと。だから、それをしっかりと皆さんに納得してもらうために周りをいろいろ調査して納得してもらうと考えていたわけだ。そうではなくて、関係ないと。一生やってればいいということを行っているわけだ。

答) すみません。

問) そういうふうにそっちが言っているんだから。

答) はい、すみません。

問) それじゃあ、あんまりだよ。勝手にやってくれ。我々は協力しないよ。

答) そういうことではなくて、確におっしゃるとおりお金がかかっている。

問) それは事業団が困るだけのことで、関係ない。

答) どこまでかかるかは、今も明言できない。そんな中で、果たして委員がおっしゃるとお

り、今後青天井でお金をかけて管理をしていくのがいいのか、それとも地元に対して協定の見直しを働きかけるといった方がいいのかということについては、県とすれば先ほど申し上げたとおりお願いして申し入れた立場ですから、なかなか県執行部とすれば難しい状況と考えている。

そんな中で、先生方に議論をいただく中で、そうは言っても地元と交渉してみろよと背中を押していただければ、地元と交渉することは全くやぶさかではないが、執行部から北杜市に対して公害防止協定の見直しをお願いすることは難しい状況であると考えている。

問) 難しくなんかない。基準値が下がるまで県が・・・

問) 要は市がそれを納得している。市が示してくれれば、我々だって話に乗るといふ言い方だった。これはきっと、公害防止協定の基準をぎりぎりのところになったり、0.81になったり、1を切っているから、うまくゼロをはさみながらいけば、少しは話ができると思っていたら、いやそうじゃないと。プロパーとして事業団はちゃんと雇って、事業団がこれからやっていることを市に納得してもらおうと言った。そういうふう聞こえる。そういうふう言ったんだ。我々が何のためにやっているの。いかに県に損失を出させないようにしながら、地元ともすり合わせをしながら、こういう人たちに来てもらってやっているのに。

だから、そういう話をさっきからしている。周りにちゃんとエビデンスとってやったらと言ったら、市がそれを納得してくれなければ、それができないと。市が納得したらできると思ったら、今度は浅川議員の質問に対して、そうじゃないと。そうじゃなくて、これから職員の分が法的にも10年たつから使えなくなるから、プロパーで勝手に雇ってもらわなきゃならないから、それを市に言って納得してもらおうんだって、答弁が変わった。

答) 事業団の事業を継続することと、現在の公害防止協定の中で平成7年度以降、何をしなければいけないかは2つあり、必ずしも一つまとまったものを持っているだけではないと考えている。現状では、事業団の事業を継続していかなければならないのは必然であるが、その必然を続けていく中で経費がかさむことについて、どういう評価をしていただくかについては、まさに白壁委員がおっしゃったとおりだと思っている。

当面、管理を継続することをベースに置きながら、今後見通せない中で、何ができるかをプラスアルファで当然検討して参りたいと考えている。そこについて、私の答弁に不明瞭な点があり誤解を生じさせたと思うが、あくまで現行を守りながら、今後、何ができるのか別途協議していきたい。

答) 事業団として、放流水の影響があってはいけないため、センターの敷地外の湯沢川上流部分及び下流部分について、定点観測をずっとしている。現在まで河川における環境基準の数値が下回っていることを確認している。

また、地元の方々とは、安全管理委員会で地元の区長等が委員となっており、その場で同様な報告・説明をしている。また、地元の皆さんにも分かっていたきたいということで、閉鎖状況とかではなく、センターの存続のためにも、梅之木遺跡のお祭りのときには駐車場として使ってもらおうとか、そんな形で地元の方々ときちんと接触し、また信頼関係を築いていくところから、一步一步やっている。ぜひ御理解また応援をお願いしたい。



※山梨県環境整備センター会議室にて概要説明を受け、質疑を行った後、同センターの現地調査を行った。

(2) 【意見交換会】

①出席者 (一社) 市川建設業協会の会員

②内 容 「建設業の現状と課題について」

○主な意見

委 員) 初めに、皆様から本日のテーマである「建設業の現状と課題について」お一人ずつ話を伺いたい。

出席者) 【不調・不落工事について】

工事には、やりやすい工事とかやりにくい工事とかいろいろある。例えば勾配のきつところは結構大変な工事で、一般競争入札しても誰も手を挙げないとか不調になるケースがときどきある。何かいい提案はないかなと思ひ、県職員とも意見交換会をしているが、例えば不調になった場合は、近隣の業者から見積りを取ってやるということはできないかと言っても、業務委託であればできるらしいが、工事には規定があってできないということである。我々は、市町村の仕事がほとんどない。県の仕事に頼っている業者がほとんどである。だから、その辺も考慮して、何とか少しでも改善できればいいと思う。

出席者) 【働き方改革に関連して】

働き方改革に関連して、建設業界はほかの業界に比べて労働時間が長いことが課題の一つである。こうした中、時間外労働の多くが書類作成に時間を費やしている。書類のスリム化は大分前から叫ばれているが、いまだに進んでいるとは言えず、逆に増えていると感じている。現場技術者の負担軽減のためにも書類の削減、業務の縮小を強く望んでいる。

また、役所に対して協議した時に回答までに非常に時間がかかる場合がある。早く現場を完成させようと努力しているにも関わらず、現場がストップしてしまうこともある。現場経費の増大やほかの入札参加にも支障をきたすことも考えられる。県へさらなる徹底をお願いしたい。

【一般競争入札(総合評価方式)について】

総合評価についてであるが、昨年10月に本店所在地における加算点の基準が変わった。これは土木一式工事において、本店所在地の評価基準を建設事務所の支所も単独に細分化した7エリアに見直して、地域に根差した企業をより高く評価してもらえ。ただ、個人的には、地元の業者をもっと優先してもらえるように、2点ではなく、例えば3点、4点と、もっと差がつくような評価基準にしていきたい。

出席者) 【働き方改革に関連して】

書類の簡素化についてお願いしたい。配置技術者が2、3人いる大きい現場は、分担して書類を作成できるが、この地域で我々がやっているようなそんなに大きくない仕事の場合は、配置技術者は1人である。その配置技術者が現場の写真を撮る、書類を作るということで、書類が増えているのではないかという話もあったが、なかなか削減されていない中で、1人の技術者が現場の管理から書類を作るのは非常に大変なことである。4月から働き方改革で、残業ノー宣言が出てくる。そこが非常に苦慮しているところである。現場の技術者に負担をかけている現状の中で、本当にその書類が必要なのかと思う書類もある。実際、工事検査員も工事専門にしている県職員で、それを専門に考えているからいろいろなことを追加してきて、またこういう書類が必要だということだが、何とか簡素化してもらいたい。やはり現場の出来が一番ではな

いかと思う。昔の検査は出来栄えが非常にいい現場はいい点数をくれたが、最近の検査は現場の出来よりも書類の出来を優先する傾向がある。我々、施工者からすると筋違いではないかと思う。多くの書類を一生懸命作っていると評価されて点数も上がる。そうではなくて、誰が見てもすばらしい現場を造って評価されることが施工者の本来の責務だと思う。現場の出来をメインで評価してもらえようようにしてもらおうと、現場で重機に乗ったり、型を組んだり、コンクリートを打ったりする技能者たちも張り合いが出る。当然いい仕事をしたからいい点数をもらったとなれば、技術者や技能者もやる気ももっと出る。現場のよしあしの評価を加算してもらって書類を少なくしてもらえれば、非常にありがたい。本当に小さい現場は1人で全部回しているの、現場の配置技術者にかなり負担をかけている。いい方向に進むようお願いしたい。

【仮設工（水替工）について】

具体的な話で、河川とかの現場でよく水開放とって、床掘をした中に水中ポンプを入れて水を排出するが、県の設計の場合は、作業時排水が基本であるが、現場では実際24時間、現場が稼働している間はずっとかけっぱなしの中で、県も協議してくれれば変更すると言ってくれるが、作業時排水から常時排水に切り替えるにはハードルが高くて、なかなか実現できていないのが現状である。かなり前から県にもお願いしているが、なかなか改善されない中で、実際の現場が常時排水、要は24時間回したままであるため、当然お金もかかり、いろいろな負担もかかる中で、その辺の改善もしていただきたい。日数に関しても、実際現場で水替えする日数よりも設計の日数のほうが短くて足りないのが現状である。その辺が県も、いろいろな計算方法があってそうになっていると思うが、実際現状と合わないの、その辺も検討してもらいたい。

出席者) 【一般競争入札（総合評価方式）の施工計画書について】

総合評価の件で、総合評価が何種類かある中で、例えば配置する予定の技術者を評価する、それと会社の持っている施工実績、表彰があるかないか、点数がどうだったかという持ち点がある。そのほかに、技術提案をする施工計画書がある。施工計画書の配点の割合を見ると、例えば技術者が持っている満点の配点分と企業として持っている満点の配点よりも、施工計画書の技術提案の内容の配点のほうが全体の割合を占めており、私も何年か前の道路工事をしたときに技術提案があつて、1度書いたら満点だった。翌年、たまたまそれにつながる全く同じ工事内容で同じ技術提案があり、次に出したときには半分しかもらえなかった。やはり会社は施工計画としての持ち点を満点にすることによってかなり優位になるので、どうしても満点を取りたいため、四苦八苦しながらやっている。例えば施工計画書を書いたら満点とか、それを書いていないから半分しか取れないとか、具体的な点数が分かれば、次の受注に向けての参考になると思う。極論を言うと、国交省では、昔、施工計画書の技術提案があつたが、今はもうない。だとすると、会社の実績、施工する技術者の点数よりも机の上での文章が評価されるのであれば、止めたほうが良いという要望をさせてもらいたい。

【支障木伐採の歩掛の検討について】

道路工事や河川工事、砂防工事には準備工で伐採がある。河川工事のように勾配もない平らなところで伐採する費用と、例えば県道の幅員を広げるといったときにのり面がある。そこには、例えば電線や電柱もある、いろんなものが想像され、平らなところと斜面のところだと実際にかかる費用が違うにも関わらず、今の積算は一律河川維持の施工パッケージで金額が非常に少ない。実際、業者はそれだと伐採できないため、例えば設計で14万円のところを伐採業者に見てもらって、そこには高所作業車やウインチが必要であったり、場所によってはレッカーも必要ということで伐採業者に見積もりを取ったところ200万円になる。14万円の設計が実際に200万円という現状を踏まえて、できれば個別の工事を発注するとき一度、その現場に合った見積もりをしていただきたい。

【公共残土処理場の確保について】

前に熱海の土石流によって甚大な災害が起こった。それに伴って盛土規制法が策定され、残土処理の場所を確保するのが非常に困難になったことを踏まえて、聞いたら、発注者も残土処理場がないから発注もあまりできないと耳にしたことがある。例えば、山梨県全体で、本課のほうで専門のチームみたいなものをつくって、県内一括で管理や捨てるためにはもろもろの許可が必要だと思うが、そういったものを管理してもらえりような、例えば建設残土対策室といったものを設けて残土処理場の確保をお願いしたい。

出席者) 【働き方改革に関連して】

働き方改革が令和6年4月から建設業にも施行される。青年部会で令和2年から週休二日制を導入するにはどうしたらよいかということを考えていた。去年、考察をつくったときに、利益比率がとても低いということが分かった。1億円以下の小規模工事の売上の利益が上げづらいという理由が何だろうと考えている。

配った資料の上の表にあるのが、国交省が出している日当たり標準作業量である。これを基本に歩掛かりで積算をして金額が出ている。どうしてもうからないのか考えたときに、標準作業量が多すぎるところが何か所かあり、その乖離で工事の金額が現場と合わずに利益が出づらいという結果になっている。

昨今いわれている日本の生産性の低さを上げるためにも、公共事業での小規模工事の利益率を改善して、地方の安全・安心な生活を守る業者を存続させていただきたい。

出席者) 【担い手確保の問題について】

現在、建設業では人手不足が大きい課題であると思う。特に若者不足が大きな問題となっている。実際、募集や求人をかけても来なかったり、入社してもすぐに辞めてしまい、若者離れが進んでいる。

実際、日本の建設労働者の約30%以上が55歳以上、29歳以下に限っては1%程度というデータも出ている。建設業は昔から「きつい、汚い、危険」といった3Kのイメージが強く根づいていて、最近の若者はワークライフバランスを重視しているということもあり、避けてしまう現象がある。

青年部でも今研究している週休二日制について、2024年4月から建設業の働き方改革が始まり、時間外労働の規制や週休二日制が導入されるということで、それに伴って実際に建設業の人手不足もどうなるのかということと、実際に工期の問題とか、利益率の問題が一番ネックになってくると思う。

出席者) 【ICT施工について】

山梨県でもいろいろ進めている各工事の発注でICTの利用について、各工事でICTを使った技術に対してお金を出していただける工事もあるが、工事によって国費が入っている工事、国費と県費が入っている工事、これによってどこまで見ていただけるという明確なルールがない。基本的にICTにかかるのは、ソフトウェアやハードウェアの費用、それに対する従業員の訓練費用、例えば実際工事をやるためプロジェクトの管理費用、そういった経費もろもろお金がかかる。例えば、その工事に対して全額見ていただかないと、実際、我々のような中小企業は非常に厳しい。金額で言うと300万、400万円はかかってくるので、1つの工事で考えると1個だけ見ます、こっちは見ませんみたいにいるる出してくるため、ぜひ全ての工事に山梨県の予算だけでICTを進めていただきたいと思います。そうすることによって国費を気にせずに、いろんな現場でICT化の費用を導入していただけるのではないかと思います。

出席者) 【担い手確保の問題について】

担い手の問題の現状は、全産業で今、労働力不足が叫ばれているが、当然建設業においても非常に労働者が減ってきている。正直、建設業の存続に関わるような問題が近々迫ってくるだろうという状況である。

特に建設業はいろいろな制約があり、小泉首相が総理大臣になった頃から始まった規制緩和、岩盤規制の突破という話があり、労働力の派遣業務が増えてきたが、原則、建設業は派遣業務が禁じられている。特に技術者については、会社に登録をした人間でなければ入札に参加ができない。それも3か月以上の勤務実績がなければできないということが建設業法上うたわれている。

また、逆に技能者に関しては、社会保険に全員加入していなければ働かせることができない。当然、どこの会社も、社会保険制度に加入していると思うが、1次下請、2次下請まで社会保険に加入していなければ、現場で作業させることはできませんという形、労働衛生法とかいろいろなものに係ってきますけれども、だから規制緩和は一部分ではされましたけれども、建設業にとってみれば、制度上なかなかそれが有効に活用されていないというのが根本的な問題だと思う。

昔は山梨県にも、東北地方から出稼ぎに来る人が相当数いたが、今は短期雇用の労働力はほぼ見つけることができない。それはなぜかと言うと社会保険に加入できないという問題があると思う。

あとは、2024年4月から労働時間の規制が我々の業界にも関わってくる。ただ、建設業は屋外作業がメインであるため、労働時間調整がなかなかしづらい業界である。いろいろな方法で週40時間の労働時間と、残業を月45時間以内にしなさいということはクリアできると思うが、生産性の向上という部分で考えると間違いなく生産性は下がってしまい、2極の中で我々の業界が非常に困っているというのが現状である。

あとは、山梨県県土整備部の建設業対策室で、山梨県の担い手確保産学官連携会議というものがある。その中にアクションプランがある。このアクションプランの中に建設業業界が含まれており、高校生、中学生、小学生に対しての建設業に対するPR等をやっているが、小学生に関しては「じどう車くらべ」ということで学校に行って建設機械に試乗して触れ合ってもらい、高校生に関しては出前講座、建設業とはこういうものだということを説明している。今、中学生が一番困っていて、義務教育の中に建設業に特化した授業を入れることはできないと、当然、ほかの産業もあるわけですから、建設業だけ特別に説明をする授業をすることができないと教育委員会から断られてしまった。休日を利用した体験型のものになればいいが、なかなかそこまで行く時間とか、費用もかかってしまうので、中学生に対してのアプローチが非常に難しい。教育委員会にも建設業界としていろいろ相談はしていくが、なかなか解決策が見つからないのが現状である。

【県立高校工業系の教員確保について】

山梨県の工業系、特に建設系の工業高校で学科を持っているのが7校ほどある。ただし、そこで働いている先生たちは非常に高齢化が進んでおり、青洲高校の土木を担当されている先生は今年で定年退職であるが、定年退職させてもらえない。なぜかと言うと、生徒を教える若い先生が育っていない。それで調べてみましたら、県の教育委員会で新しい技術系の先生を募集していない。2年ほど採用していないということであるため、このまま行くと間違いなく工業系の専門の先生がいなくなってしまうと思う。その辺については他校の先生方の力を借りて、いろんな部分からバックアップしていただかなければならないと感じている。

出席者) 【公共残土処理場の確保について】

峡南地域の市川建協、身延建協の残土処分場、非常に苦勞している。我々が県の基準でいろいろなところに当たりをつけても、別の民間業者が後から来ていい条件を出されると、我々が搬入できるような条件で了解を得られないことがある。今回の能登

半島の土砂崩れが、もしこの辺で起こったときに、あの土をどこに持って行くのかという中で、持って行く場所がなかったら、道路を早く開放することができない。少しでも迅速に公共事業の建設発生土を処分する方法は、専門部署を設けてもらって迅速に対応すればできるのではないかと思う。残土処分場の対応というのは、出先の次長が担当されている。次長は、それでなくても業務がいっぱいなので、ぜひとも特別な部署をつくっていただければ非常にありがたいと思う。

委員) 一般競争入札の不調のときに、不調の案内をするわけにもいかないから、指名競争入札であれば、メンバーを替えてやるように出先の建設事務所と話をした方がよい。それは協会や、県の協会を通していい。単価が上がらなければ困る。単価は変えられる。国費が絡んでいると会計検査が入るが、県単工事ならできる。

出席者) ほとんど県単費でやっている工事が無い。

委員) そうすると会計検査に引っかかる。

出席者) みんな引っかかるため、もし不調になると来年その予算を返さなければならない。

委員) 次の年に付け替えることはできないのか。

出席者) 例えば、10億円の予算の工事が不調で8億円しかできなくなると、翌年度の予算請求のときに切られるという話がある。

委員) 単価表を変えるという話もあったが、あれはなかなか歩掛かり上難しい。

出席者) 歩掛かりは規模の大きい工事を立米当たりでしているため、我々のように何立米もたいな小さい工事になると採算が合わない。

委員) 元の単価が変わらなければ、立米単価が変わらないから、日当を上げるしかない。

出席者) 歩掛かり調査を我々にもしてもらいたい。

委員) 調査しているから、そのときに単価を上げるしかない。

出席者) 単価の歩掛かりを、全て発注者が調査機関に委託して調査している。その調査方法が、何十年に1回ぐらい回ってくるが、そのデータを持っているのが、日本建設業連合会というゼネコンと中堅が入っている協会がバックデータを持っているため、調査機関がそこに全部出してしまう。そうすると我々のところまで調査の手が伸びて来ない。中小零細のところまで調査が来ないので、我々の実態が上がっていかないのが現状である。

委員) 例えば県土整備部に言っても、基準にのっとっているという。100本当たり、1,000本当たり幾らと、ある一定のところまで切っているから、ここで単価調整をしていると言われればそれまでだ。

出席者) 端的に言うと。県にお願いしても、県では変えられない。

日本は、限度が決まっている入札制度である。予定価格があって、それ以上の札を入れると失格というか、当然落札できない。

委員) 低入札がある。

出席者) 要は1億円の工事を1億1万円で入札したら、それは取れない。ところが、外国では上限がない国もある。なぜかと言うと、その札を入れた会社と最後はそこで見積り合わせをする。国交省もそれをやってくれている、予定価格より1円でも高ければ、そこで入札は終わりになる。

委員) 低いときに調整はあるのか。

出席者) それはある。調査基準価格を割ったものについては契約してくれる。

委員) 悩ましいところだ。

委員) 価格公表しているから上に行くことはない。だから、みんな下に入れて、結局請け負ける。

出席者) 例えば条件つきで1割以内に入った業者と再度見積もりで協議するというやり方を国交省は実際にやっている。そういうものを採用してくれれば、不調というか赤字覚悟でなくても、1回ぐらい飯が食える。

委員) 残土処理場はなかなか難しいところがあって、今、河川の強靱化の課題が結構出ている。河川の管理道路を拡幅して、そこを残土用に使って、今度は交通できるようにすると渋滞対策にもなる。河川の管理道路を、センターラインが引けるぐらいの道路に拡幅してくれれば、結構、残土処理できるのではないかと県土整備部に言っているが、何か提案できればいい。県で何かしらの対策室をつくれというのもなかなか難しいところがある。

出席者) 出先に例えば、現場を管理する県のOBのような人が配置されている。現場の確認をする専門員を廃止してはどうか。

委員) それは不正を回避して、いいものを造らせるためにそういう人は必要だろう。

それよりも、例えば埋められる沢を見つけて、協会を受けてもらって、建設協会で、その残土処理場までの運搬距離で単価が決まってくるわけだから、そののこのところに行って埋める。そうすると残土処理賃が出るから、それで運営できるようなものを考えていけないのか。

出席者) 現状だと熱海の問題から厳しくなり、我々が調整する余地がなくなった。前回、市川建設業協会の管内にもあった。

委員) それは分かるが、県も困っている。そういう場所を見つけて協会と県土整備部で話をして、こういうところをやるから、ついでには処理賃がこのぐらいないと整備できないから、だから処理賃をこれだけくれと、あとは距離当たりの運搬費だから、これやっていけばこうなるじゃないかということをやっていけば運営できる。

出席者) 前回やっていたが、我々が関与する余地がなくなってしまった。

今、土石流の危険エリアの線引きを県が進めている。それと並行して、今度我々から取り上げた、調査というか設計するものを、逆にこっちに戻すような考えが県にあ

るようなことを聞いたので、まだ流動的で分からない状況である。

委員) 働き改革の件で、見積書の作成などのデスクワークが増えるということであるが、県からフォーマットにはめ込めばいいといった指示はなく、独自に全部作っているのか。

出席者) 検査書類については、何年も前からスリム化で削減しようという話はあるが、県と協会との意見交換会の中でも何回も出ているが、依然としてスリム化されていない。最近だと逆に書類が増えている状況である。

委員) 県が変えてくれるのが一番いいということか。

出席者) そうである。

委員) それから、一般競争入札の加点について、差別化するために2点を3点、4点に上げていくのは可能ではないか。

出席者) 2点にアップしてもらったが、さらに3点、4点にしていれば、地元の業者はもっと仕事を取りやすくなる。

委員) 一般競争入札に他所の企業も入って来る。もっと言うと地元慣れていないところで様々な施工をされるよりは、当然どういう流れになっているとか、こっちは危ないとか、分かっている地元の企業が取するためには加点が増えたほうがよいということか。

出席者) そのとおりである。

委員) これは県が検討すればよいということか。

出席者) 10月に2点に上げてもらったが、さらにもっと上げていただきたい。

委員) 仮設工の水替え時に、作業時排水をするように県から言われているが、実際には、水が湧いて来るとか、水がたまると24時間排水をしていないと工事が止まるということか。

出席者) 現場が稼働しているときに排水して、それを止めて替える、当然、水もたまり、掘った中に水中ポンプを置くとその山が崩れてくる。せっかく安定したところに水をためてまた抜くと崩れる。そうしたこともあり、ずっと回していないと仕事ができない。結局、現場に水がたまって、また水をかき出すとロスがあり、山が崩れてしまうということで、作業時排水は無理である。

委員) 無理なことを言っているのであれば、これは変えてもらうように話をしなければいけない。

委員) 全部無理ではない。現場の状況で考えていかなければいけない。出先の建設事務所と話をし、こういう状況だからその分は追加してくれと言え、変更契約してくれるのではないか。

出席者) ハードルが高くて、なかなか変更してくれない。

委員) 作業時排水でやるように言われたところも、条件的に本当は24時間排水しなければいけないところがあるということか。作業時排水でやるように言われたら、それが変更できないのが問題ということか。

出席者) ほとんどの現場が24時間排水しないと無理だと思うが、やはり設計変更するのは非常に厳しい状況である。

委員) 道路、河川、砂防工事の伐木撤去については、一律で金額が決まっているので、実際にはそんな金額ではできない場合があり、先ほどの排水と同じようにできればよいということか。

出席者) そのとおりである。そうしたときにスムーズな変更や協議をしてもらいたいのと、できれば発注する前にコンサルが入るので、明らかに分かっているのであれば、事前に対応してもらえれば、協議する時間も短縮できる。

委員) ICT化の費用について、建設業については特に大変な部分もあるので県費で対応してほしいということか。

出席者) 基本的にはICTを使うことによって人員削減や、安全が担保できる。ただ、県でもどこまで費用を見てくれるという明確なルールが整備されていないため、そこをなんとか県単位でやっていただければ、ルールが比較的緩くできると思う。

委員) ここまでやってもよいかと相談しても、駄目ですと言われるということか。

出席者) ICTはやってみなければ分からない部分もあるため、やる前に相談すると、この辺は県として見られないと言われてしまう。

委員) ここまで使っていていいとか悪いとかではなく、これは使っていていいという自由度がある予算があればよいということか。それは例えば何割ぐらいか。余剰で何%あればというのは工事によっても変わるのか。

出席者) 例えば、1,000万円の工事と1億円の工事の上限は大体3割といわれている中で、例えば1,000万円の工事でも300万円かかるのと、1億円の工事でも3,000万円かかる、これは大きく違う。実際、本当に1,000万円の工事でも、やるべきなのかという議論も今からやるのか、それとももう議論しないのか分からないが、そのあたりも非常にグレーな部分である。できれば人員確保や安全確保のためにICT化を進めてもらいたいので、自由度の高い予算をお願いしたい。

出席者) 補足で、現状、県のICT予算の変更金額の算定は3者見積もりを取って、一番安い金額で変更してくれる。1億円の工事の中にもICTができる工事が、例えば100万円分しかないのも、1,000万円の工事でも500万円分できる工事もある。工事によってICTができる工事の種類が若干違ってくるため、曖昧な部分がある。国の基準は、直接ICTの機械を使って作業する費用と、共通仮設費と現場管理費の経費で増額するのが本来の姿であるが、まだ数値が決まっていないため、今は3者見積もりを取って、一番安いものを採用して変更しているのが現状である。

委員) 伐採の関係で、昔は土木工事と伐採工事を2つに分けていた。昔は100万円や3

00万円、500万円の工事がいっぱいあった。それを業務委託でみんなまとめられてしまう。同じように土木工事も、分離されるといい単価で業者がちゃんとやってくれて、安全も確保される。土木業は土木工事をして、山の伐採は林業にやってもらいたいが、職員もだんだん減ってきて、まとめてしようという考え方があるからそうなっている。経費的にも大型にしたほうが安いから、それを分けろと言っている。

出席者) 分けるというのは、伐採の部分は林業がやるということは、林業の歩掛かりがよく分からないが、単価的には高いのか。

委員) 林業のほうが高い。

出席者) 設計数量総括表の中で伐採が一式になっている。そうなってくると我々にはどうにもならない。だから、設計の段階の歩掛かりで、樹木の伐採は河川の真っ平らなところに生えているようなニセアカシアみたいなものを簡単に切って集めるみたいな歩掛かりでやっている。山を切る歩掛かりはないから、発注者側で安易にこれに乗っけてしまう。そうすると川の木を切るのと同じ感覚の数字しか乗っていないため、20万円とか何十万円になる。本当の山の中は、林業がやる分だからすごく単価的には上がって、適正な単価になっている。

委員) 1本当たりとかとか、立米当たりになっている。

出席者) だから、分けなくても設計の段階で状況を理解して、入れてもらいたい。

委員) コンサルもちゃんと言わないから、それを一式でやってしまう。でも、県は何でもまとめようとするから。本当に業務委託の管理でまとまっている。

それから、地元の業者が仕事を取れるように、1,000万円の指名競争入札をもう少し上まで持って行って、1,000万円を1,500万円にして指名にすれば、2点とか3点の話ができて、地元の業者が取れる。

でも、県は、地元要件は撤廃しようという方向に動いている。これで地元だからと言って2点を4点にしろというのは、防災協定で点数を上げたというのはあるが、なかなか難しいところがある。

でも、実際には、地元でお世話になるから、そういったことを強く言っていけば、増えていくと思う。

委員) 県立高校の工業系の先生がだんだん高齢化してきて、若い先生が欲しいということだが、これは県の教育委員会へ話をしたことはあるか。

出席者) 話したことはある。一応、意見としては受けていただいた。建設業の要望で文章として陳情している。

そういう状況になってしまった原因は、山梨県でいうと土木を教える先生は山梨大学の土木科を出て、そこで教職課程を取って県の教員試験を受けて、初めて教員になれる。ところが、昔は土木の単位を4単位ぐらい余分に取れば、教職員課程が終わったらしいが、今はしっかり教職員課程が設けられていて、生徒たちが余分に勉強しなければいけない。山梨大学に土木環境科が創設されたが、そこを出た生徒で学校の先生になろうとしている人がほとんどいないのが現状である。他の大学もほとんど同じような状況だと聞いている。

委員) 工業系だけではなく、一般教員も山梨県は非常に成り手がなくて困っている状況

である。できれば工業系の先生に若手を入れて、生徒が毎年定期的に卒業していけば、地方の業者の働き手が増えてくると思う。だから、議会の中で質問した方がいい。

委員) 担い手不足の関係で工業系の教員を養成していこうという動きについて、やはり少子化の状況があるので、県としての対応計画はつくっていると思うが、新たな人を採用できるような生徒の人数がそこに確保されているかということが、一つ課題になっている。これは工業系だけではなく商業系もそうである。これから専門の教職員が足りなくなっていく。もっと高校の再編も進めていかなければ、どこかに専門の学校をつくらなければ、生徒を確保していかないと厳しい時代があると個人的には思っている。

担い手不足、働き手不足といわれている中で、皆さんが取り組んでいる小中高校生への出前講座や出前授業、出張授業はすごくいいと思う。先ほど、中学生を対象にやろうとしたときに教育委員会がストップしたという話があったが、これは県の教育委員会がストップしているということか。

出席者) 学校側で来年度のカリキュラムを既にこの時点で組んでいる。そうすると、その時点で入れることがかなり厳しいと、建設業に特化するということは、ほかの産業は駄目なのかという話が出てくるので、1つの業種に関して特例みたいな形は厳しいということを小中学校校長会の人たちと意見交換会をしたときに言われた。

委員) 1つヒントとしては、恐らく個別で中学校では職場体験をやっている学校が多い。その一つに建設業で受け入れてくれている。

出席者) うちが過去に3人、中学生が職場体験をさせてくださいということで来たことがある。そのときに中学校の先生と話をして、建設業に行く子は本当に何年に1人というレベルで、ほとんど中学生の職場体験はない、建設業に関しては非常に少ないと言われた。

委員) 身近に感じている職種ではないから、選ぶことがないかもしれないが、校長会全体として話しをすれば恐らく駄目だという話かもしれないが、学校に直接売り込みに行って、受けてもらえるケースはあると思う。林業でやはり県の事業で実際に伐採現場を見学に行くとか、重機の体験なども土日を使ってやっているが、そういうところをお願いするのも手かもしれない。そうした体験の機会をつくって、ぜひ土木関係の人材育成につなげていってほしいということを委員会の中で話したい。

出席者) 我々がなぜ中学校にアプローチしているかということ、高校に入った時点で将来の方向性が大体決まる。中学生の大事な時期に我々の業界を織り込んでおきたいということでアプローチを始めようとしたが、そこでハードルがいっぱい出ている。山梨県建設業協会と建設業災害防止協会が「建設まつり」をやっているが、そこにもなかなか中学生が来てくれない。やはり中学生に対するアプローチの仕方がなかなか見つけられずに四苦八苦している状況である。もし委員に理解して頂いていることがあれば、ぜひとも協力していただき知恵を貸していただきたい。

出席者) 山梨県の公共事業はほとんど国の交付金、もしくは補助金で賄われている。それに県費を足して発注しているため、政府の方針、国策によって増えたり減ったりするため、非常に不安定な状況の中で経営をしていることを分かっていたきたい。

もう一つ、山梨県の市町村の公共事業予算は、山梨県全体の持っている金額の半分以下である。これは47都道府県の中で一番低い。例えば、山梨県が100とすると

46しか公共工事が発注できない。隣の長野県工事より市町村の予算のほうに2倍くらいある時期があった。県の公共事業に頼っている我々にとってみると、やはり市町村でもっと公共工事を出してもらいたい思いが非常に強い。そうしなければ県工事に頼っているため、受注するタイミングがずれてしまい、手が空いて安定した経営ができない。

どうしてこうなったか調べてみたら、山梨県の市町村は、昔、土木設計の技術力がなかった。ほとんど県が代行して町の仕事をやっていたため、市町村の技術者が育たないという傾向があった。もう一つは補正予算に対してのアプローチの仕方が、市町村は非常に後ろ向きだった。何でだろうと調べてみたら、補正予算をたくさん要求すると町や市の議会で叩かれる。何でこんな補正予算を取るんだ、当初の通常予算の見方が甘かったのではないかと議会で叩かれたケースが過去にあったらしい。だから、各市町村では補正予算に対しても積極的に取りに行かない。

もう一つ、たくさん取ると仕事量が増えてしまい、職員たちが働かなければならなくなる。当然、補助金や交付金をもらえば、単費もつけなければならないため、財政的に厳しい市町村は単費を出すことすら厳しいので補正予算に手を出さない。でも、我々からしてみれば、1億円のを国のお金を使って7,000万円とか5,000万円で購入するわけである。地域の人たちは、出来上がった道路や河川で安全を担保されるわけであり、1つ造ったものが50年、100年もつため、そういう部分をもっと一般の人たちにPRしなければならないし、委員にもそういう部分を理解していただき、何とか予算取りに対して各地域の自治体にもっと積極的に公共事業に対しての考え方を提供していただくことをお願いしたい。

最後にもう一つ、1月1日の能登半島大震災があった。過去にもいろいろな震災があったが、震災が起こると公共事業を減らされてしまうのではないかと危機感を持っている。国では臨時予算特別会計で賄うと言っているが、絶対に影響が出てくると思うので、山梨県としても公共工事予算の安定的な獲得に対して協力をいただきたい。

出席者) 業務委託の河川の堆積土のしゅんせつや抜木・伐採の業務委託を出していただき感謝している。今後もそういったものは災害を防ぐ意味もあり、また業者にとって、まとまった金額で出していただき非常に助かっている事業である。国関係の予算であるため、県選出の国会議員とも連携して、国土強靱化に関する予算を少しでも多く取ってきてもらい、地域住民及び建設業者のためにしゅんせつの業務委託、また抜木・伐採の業務委託を多く発注できるように尽力いただきたい。



※ (一社) 市川建設業協会会議室にて意見交換会を実施した。